



2022年2月14日

各 位

会 社 名 江 崎 グ リ コ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 崎 勝 久
(コード番号 2206 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 株 式 IR 担 当 高 橋 真 一
(TEL 06-6477-8167)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開等を考慮し、現行定款第3条(目的)の一部を変更するものであります。
- (2) 2022年3月24日開催予定の第117回定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役会長を選定する予定であり、取締役選任の議案可決を前提に、以後の株主総会の招集権者につき、代表取締役会長がその任にあたりますよう、現行定款第14条(招集権者)の一部を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～⑤ (条文省略)</p> <p>⑥医薬品、医薬部外品、化粧品<small>の製造および販売</small></p> <p>⑦～⑱ (条文省略)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議によって社長がこれを招集する。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥医薬品、医薬部外品、化粧品、<u>衛生用品</u>の製造および販売</p> <p>⑦～⑱ (現行どおり)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議によって会長がこれを招集する。</p> <p>2. <u>会長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第17条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年3月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月24日(予定)

以上